第二十二条の六第一項中「同項第十一号」を「同項第十四号」に改め、同条第二項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第八号中「第二十二条の三第十二項」を「第二十二条の三第十三項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　分割後資産　第二十二条の三第十一項に規定する割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した金額

第二十二条の六第三項第三号中「又は変換後資産」を「、変換後資産又は分割後資産」に改め、同項第四号中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第二十二条の八第四項中「規定する同号イ又はロのいずれか及びハに掲げる要件を満たす」を「規定する政令で定める」に改め、「で政令で定めるもの」を削り、「が同号イ又はロのいずれか及びハ」を「が同号イからハまで」に改め、同条第五項中「第二十五項第四号及び第二十六項」を「第二十三項第四号及び第二十四項」に、「土地区画整理法による」を「同条第二項第三号イに規定する」に、「係る同法」を「係る土地区画整理法」に、「同法第二条第四項」を「同号イ」に、「法第三十四条の二第二項第三号ロ」を「同号ロ」に、「が土地区画整理法」を「が同法」に改め、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第十五項」を「第十三項」に、「第二十九項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項から第十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十項第一号中「農業協同組合法」の下に「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項から第二十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十項中「第十八項第一号イ⑷」を「第十六項第一号イ⑷」に改め、同項を同条第二十八項とする。

第二十五条第十項を削り、同条第十一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第七号」を「第五号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第七号」を「第五号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項から第十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十項第三号中「買換資産」を「資産」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十五項中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「、第十二項の基準を定めたとき、同項の規定により地区を指定したとき」を削り、「第十五項各号」を「第十三項各号」に改め、同項を同条第二十四項とする。

第二十五条の二第二項中「第六号」を「第四号」に改める。

第二十五条の四第二項第二号中「第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設」を「第十二条の五第二項第一号イに掲げる施設」に改め、同号イ中「同条第二項第一号に規定する地区施設」を「同条第二項第一号イに掲げる施設」に改める。

第二十五条の八第十項中「の規定は、法第三十七条の十第三項第八号」を「及び第四項の規定は法第三十七条の十第三項第八号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人について、第一条の四第五項の規定は同号」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に、「第一条の四第三項第一号」を「同条第三項中「第三条第一項第四号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号」と、同条第五項中「第三条第一項第四号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号」と、同項第一号」に改め、同条第十五項の表第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ⑵の項中「第百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ⑵」を「第百五十九条第三項第二号及び第百六十条第三項第一号ロ」に改める。

第二十五条の九の二第二項第二号を削り、同項第三号中「この項及び次項」を「この号及び次項」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項第一号中「又は特定保有株式」を削り、同条第五項中「の特定管理口座」の下に「（法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理口座をいう。以下第二十五条の十までにおいて同じ。）」を加え、「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改め、同条第八項中「次項」の下に「、第二十五条の十第一項」を加え、「で、その者の住所等確認書類（法第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。以下第二十五条の十の十三までにおいて同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。以下第二十五条の十の十三までにおいて同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。次条及び」を「を含む。」に改め、同条第九項第一号ハ中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改め、同項第二号ハ中「以下この号に」を「ハに」に改め、同条第十項第一号中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改める。

第二十五条の九の三中「特定管理口座開設届出書の提出をした」及び「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節において同じ。）」を削る。

第二十五条の十第一項中「及び特定保有株式」を削り、「保管」を「振替口座簿への記載若しくは記録又は保管」に改め、「並びに特定保有株式の確認」を削る。

第二十五条の十の二第一項中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改め、同条第五項中「第二十五条の十の九までにおいて同じ。）の」を「第二十五条の十の六まで及び第二十五条の十の九において同じ。）の」に、「提出をいう。以下第二十五条の十の九まで」を「提出をいう。第二十四項第二号、次条、第二十五条の十の五、第二十五条の十の六及び第二十五条の十の九第一項」に改め、同条第十項中「書類（」の下に「以下この項及び」を加え、「及び第六項」を削り、「を提出して」を「の提出（当該特定口座内保管上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供を含む。）をして」に改め、同条第十一項中「の送付（」を「又は電磁的記録の送付（」に改め、「同じ。）」の下に「又は送信」を加え、「の送付が」を「又は電磁的記録の送付又は送信が」に改め、同項第一号中「提出」を「、提出」に改め、「写し」の下に「又は電磁的方法により提供を受けた当該移管に係る特定口座内保管上場株式等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記録」を加え、同項第二号イ中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改め、同条第十二項第一号中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改め、同条第十四項第二十七号イ及び第二十八号イ中「で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるもの」を削り、同条第十五項中「の提示」を「（住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。）の提示」に、「の送信」を「（法第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等のうち財務省令で定めるものをいう。）の送信」に改め、同条第十六項中「と、「（次項」とあるのは「（以下この項及び次項」を削り、「を提出して」を「を含む」に改め、「の提出（当該相続上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当該相続上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供」を削り、「、その者の」の下に「第十五項に規定する」を、「又はその者の」の下に「同項に規定する」を加え、「及び次項において同じ。）をして」を「において同じ」に、「及び次項において同じ。）に」を「において同じ。）に」に改め、同条第十七項中「送付が」を削り、「（当該」を「」と、「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（当該」に改め、「当該相続上場株式等移管依頼書」の下に「の写し又は当該電磁的記録」を、「定める書類」の下に「の写し」を加え、同条第二十二項中「受け入れた特定口座を」を「受け入れた特定口座が」に改め、同項第一号中「特定口座を」を「特定口座が」に改め、同項第二号中「の金額」の下に「若しくは特定費用の金額」を加え、同条第二十三項及び第二十五項第一号中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改める。